

京都市告示第 166 号

平成16年5月11日付けで地方自治法第260条の2第1項に定める団体として認可した岡西自治会について、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年6月19日

京都市長 門川 大作

1 変更事項

区域

2 変更内容

変更前	京都市伏見区（以下省略）日野岡西町1番地の2，4番地の4，4番地の9～18，4番地の20，4番地の23～25，4番地の27～41，4番地の43～152，4番地の154，4番地の156，日野西大道町35番地の6，40番地の1，及び日野野色町1番地，1番地の1～13，2番地の1～6，3番地の1，3番地の2，4番地の2，4番地の3，5番地の1～14，5番地の16～20，5番地の22，7番地の1～18，9番地の1～16，11番地の1～3，13番地，14番地，15番地の1，15番地の2，16番地の1，16番地の2，17番地の1～3，18番地，19番地，20番地の1，20番地の2，21番地の1～8，22番地の1～3，23番地の1～4，24番地の1，24番地の2，25番地の1～3，26番地，27番地，28番地の1～3，29番地の1～4，30番地の1～8，30番地の10～31，31番地の1，31番地の2，32番地の1，32番地の3，32番地の4，33番地の2，41番地の3，42番地の2までの区域。
	京都市伏見区（以下省略）日野岡西町1番地の2，4番地の4，4番地の9～18，4番地の20，4番地の23～25，4番地の27～41，4番地の43～152，4番地の154，4番地の156及び <u>26番地の1～5</u> ，日野西大道町35番地の6及び <u>40番地の1</u> ，日野野色町1番地，1番地の1～13，2番地の1～6，3番地の1，3番地の2，4番地の2，4番地の3，5番地の1～14，5番地の16～20，5番地の22，7番地の1～18，9番地の1～16，11番地の1～3，13番地，14番地，15番地の1，15番地の

変更後

2, 16番地の1, 16番地の2, 17番地の1~3, 18番地, 19番地, 20番地の1, 20番地の2, 21番地の1~8, 22番地の1~3, 23番地の1~4, 24番地の1, 24番地の2, 25番地の1~3, 26番地, 27番地, 28番地の1~3, 29番地の1~4, 30番地の1~8, 30番地の10~31, 31番地の1, 31番地の2, 32番地の1, 32番地の3, 32番地の4, 33番地の2, 41番地の3, 42番地の2, 43番地の6~10, 48番地, 49番地の1~3, 51番地, 52番地の1~3, 53番地, 53番地の1~10, 53番地の12~22, 53番地の24~27, 53番地の32~46, 53番地の48, 60番地の1, 60番地の2, 60番地の4~6, 60番地の8~21, 60番地の29~33, 114番地の2, 114番地の3, 114番地の4, 120番地及び121番地の2並びに日野田頼町1番地の1, 1番地の10, 1番地の11, 1番地の13~19, 1番地の26~49, 1番地の51~61, 11番地の4, 11番地の5, 20番地の2, 25番地の2~4, 26番地の1, 26番地の3, 26番地の5, 26番地の6, 30番地の1, 31番地の2, 32番地の3, 36番地の1, 36番地の5~9, 36番地の11~14, 36番地の16~51, 45番地の1, 45番地の4~56, 49番地の1~3, 49番地の5, 49番地の7, 49番地の8, 49番地の10, 49番地の11, 49番地の13~16, 49番地の21~30, 71番地の1~3, 71番地の5, 71番地の8~10, 79番地の9, 88番地, 91番地, 94番地, 95番地, 103番地及び105番地~109番地の区域

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)